

(仮称) 温室効果ガス削減アクション プログラムについて

(第1回検討部会のまとめと第2回の論点)

1. 第1回検討部会の議論内容（論点①制度対象者の考え方）

- 論点①の項目Ⅰ～Ⅵに係る議論については、下表のとおり
- Ⅴ（運輸対象者の規模）については、新たな資料に基づき、第2回検討部会にて改めて議論することとした

Ⅰ 対象範囲		<ul style="list-style-type: none">• 産業・民生業務• 運輸
産業・民生業務	Ⅱ 規模	<ul style="list-style-type: none">• エネルギー使用量原油換算1,500kL以上※1• エネルギー起源CO₂以外の温室効果ガス3,000t-CO₂以上※2
	Ⅲ 対象単位	<ul style="list-style-type: none">• 事業所単位
運輸	Ⅳ 範囲	<ul style="list-style-type: none">• 運送事業者
	Ⅴ 規模	<ul style="list-style-type: none">• <u>第2回検討部会にて改めて議論</u>
Ⅵ 義務・任意		<ul style="list-style-type: none">• 制度対象者は義務• 制度対象外事業者は任意

※1エネルギー使用の合理化等に関する法律に基づく届出の枠組み

※2地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく届出の枠組み

2. 論点①制度対象者の考え方（運輸）（対象規模）

- 市内に事業所がある運送事業者を、所有する車両数の規模別で分類

	1～49台	50～99台	100～ 149台	150～ 199台	200～ 249台	250台以上	合計
バス	18	2	0	0	0	3	23
タクシー	37	11	2	2	0	0	52
貨物	374	31	6	2	0	3	416
合計	429	44	8	4	0	6	491

※公益社団法人宮城県バス協会（H30.10時点）、一般社団法人宮城県タクシー協会（H30.8時点）、公益社団法人宮城県トラック協会（H30.10時点）の資料を基に作成

	規模	運送事業者	全ての事業者
他政令市の 規模要件	50台以上		札幌、広島
	100台以上	神戸	川崎、横浜
	貨物100台以上 バス100台以上 タクシー150台以上	京都	

※省エネ法の規模要件：貨物200台、バス200台、タクシー350台

3. 論点の整理

- 今回の検討部会では論点②～⑤について議論

論点		内容
①	対象事業者の範囲・規模 制度の実効性の担保	<ul style="list-style-type: none">• 対象者の範囲や規模をどうするか• 対象者の制度参加を義務・任意どちらにするか
②	制度の基本事項	<ul style="list-style-type: none">• 計画期間、基準年度をどのように設定するか• 対象とするガスを何にするか• 削減目標の目安、対象、電力排出係数をどうするか
③	「指導・助言」の実施方法	<ul style="list-style-type: none">• 対象をどのようにするか• 指導・助言の方法をどうするか• 情報提供などの支援はどのように実施するか
④	「評価・表彰」の実施方法	<ul style="list-style-type: none">• 評価の考え方、基準をどうするか• 表彰対象の事業者をどのように選定するか• 表彰の特典（メリット）としてどのようなものが考えられるか
⑤	制度への任意参加の促進	<ul style="list-style-type: none">• 任意参加を促すための仕組みをどうするか

4-1. 論点②制度の基本事項

- 温室効果ガス排出量の削減に向けて、本市に適した制度内容をどのように設計するか

	項目	概要	他政令市の事例
i	計画期間	<ul style="list-style-type: none">アクションプログラムの計画期間をどのように設定するか	<ul style="list-style-type: none">自治体が期間を設定事業者が任意の期間を設定
ii	基準年度	<ul style="list-style-type: none">排出量の基準をいつに設定するか	<ul style="list-style-type: none">計画期間前年度事業者が任意の年度を設定
iii	対象とするガス	<ul style="list-style-type: none">削減の対象とするガスの種類を何にするか	<ul style="list-style-type: none">7ガス※エネルギー起源CO₂
iv	削減目標の目安	<ul style="list-style-type: none">削減目標の目安を示すか	<ul style="list-style-type: none">自治体が目安を示す事業者が任意に設定
v	削減目標の対象	<ul style="list-style-type: none">削減目標に何を設定するか	<ul style="list-style-type: none">総量原単位
vi	電力排出係数	<ul style="list-style-type: none">排出量の算定で用いる電力排出係数をどうするか	<ul style="list-style-type: none">計画期間内固定毎年度変動

※シート19「(参考)温室効果ガスの種類」を参照

4-2. 論点②制度の基本事項（i 計画期間）

- アクションプログラムの計画期間をどのように設定するか
 - 9市で自治体が計画期間を設定し「3年」としている
 - ✓ 2市では、計画期間の始期・終期が全ての事業者で統一
 - ✓ 7市では、計画期間の始期・終期が事業者毎に異なる
 - 1市では事業者が任意の期間を設定している

内容	特徴		他政令市
自治体が期間を設定	同一の期間内の事業者の取り組み状況を客観的に把握でき、事業者も他事業者との比較ができる	計画期間の始期・終期が全事業者で統一※1	さいたま、京都
		計画期間の始期・終期が事業者毎に異なる※2	札幌、横浜、川崎、相模原、名古屋、広島、福岡
事業者が任意の期間を設定	事業者の事業活動の予定に基づいて計画を策定できる		神戸

※1 計画期間の途中で対象となった事業者は、残りの期間を計画期間とする
 （例：期間3年で、2年目に対象となった場合には、残りの2年間を計画期間とする）

※2 対象となった年度から計画期間を開始する
 （例：期間3年の場合、対象となった年度から3年間を計画期間とする）

4-3. 論点②制度の基本事項（ii 基準年度）

- 排出量削減の基準となる年度をいつに設定するか
 - 対象事業者を客観的に把握するため、8市で「計画期間前年度」としている

内容	特徴	他政令市
計画期間前年度	事業者の削減量を客観的に把握できる	札幌、横浜、川崎、相模原、名古屋、京都、広島、福岡
事業者が任意の年度を設定	事業者の事業活動の予定に基づいて基準を選択可能	さいたま、神戸

4-4. 論点②制度の基本事項（iii 対象とするガス）

- 削減の対象とするガスの種類を何にするか
 - 温室効果ガスの総量を把握するため、7市で「7ガス」としている（※シート19「（参考）温室効果ガスの種類」を参照）
 - 3市では、排出量の算定が容易な「エネルギー起源CO₂」に限定している

内容	特徴	他政令市
7ガス	排出量の算定が複雑だが、温室効果ガス排出量の総量を把握できる	札幌、さいたま、川崎、名古屋、京都、広島、神戸※
エネルギー起源CO ₂	排出量の算定が容易だが、温室効果ガスの総排出量を把握できない	横浜、相模原、福岡

※三フッ化窒素（NF₃）を除く

4-5. 論点②制度の基本事項（iv削減目標の目安）

- 事業者が設定する削減目標値に対し、自治体が目標値の目安を示すこととするか
 - 1市では、部門毎に目安（目標削減率）を示している
 - 9市では、目安を示さず、事業者が任意に設定している

内容	特徴	他政令市
自治体が削減目標値の目安を示す	市の目標とする削減率を事業者の協力により達成できる可能性があるが、事業者の個々の状況は考慮されない	京都
事業者が任意に削減目標を設定	市の目標とする削減率の達成が困難となる可能性があるが、事業者が個々の状況を踏まえて設定することができる	札幌、さいたま、横浜、川崎、相模原、名古屋、広島、神戸、福岡

4-6. 論点②制度の基本事項（√削減目標の対象）

- 削減目標として設定する対象は、10市すべてが「総量」目標としている
- 「原単位」目標の設定については、各市で運用が異なる

内容	特徴	他政令市
総量	地球温暖化対策の基本である排出量総量での削減に資する	札幌、さいたま、横浜、川崎、相模原、名古屋、京都、広島、神戸、福岡
原単位	事業の拡大・縮小時において削減の状況を客観的に把握・反映できる	総量、原単位のどちらか：さいたま、名古屋 総量、原単位のどちらでも可、双方でも可：福岡 総量、原単位の双方：京都 原単位は任意：札幌、川崎、相模原、広島 総量を削減できない場合に必要：横浜 総量の設定が困難な場合に必要：神戸

4-7. 論点②制度の基本事項（vi電力排出係数）

- 排出量の算定で用いる電力排出係数をどうするか
 - 事業者の取り組みを客観的に把握するために、計画期間内は固定した係数を用いる（7市）
 - 実排出量を把握するために、毎年度変動する係数を用いる（3市）

	内容	特徴	他政令市
電力排出係数	計画期間内は固定	事業者の取り組みを客観的に把握できる	札幌、さいたま、横浜、川崎、相模原、名古屋、京都、
	毎年度変動	実際の排出量を把握できる	広島、神戸、福岡

4-8. 論点②制度の基本事項（まとめ）

i	計画期間	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が期間を設定 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が任意の期間を設定
ii	基準年度	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間前年度 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が任意の年度を設定
iii	対象とするガス	<ul style="list-style-type: none"> 7ガス 	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー起源CO₂
iv	削減目標の目安	<ul style="list-style-type: none"> 自治体が目安を示す 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者が任意に設定
v	削減目標の対象	<ul style="list-style-type: none"> 総量 	<ul style="list-style-type: none"> 原単位 （総量と双方、任意、総量とどちらか、などシート10参照）
vi	電力排出係数	<ul style="list-style-type: none"> 計画期間内は固定 	<ul style="list-style-type: none"> 毎年度変動

5-1. 論点③指導・助言の実施方法（対象）

- 「指導・助言」をどのような事業者に実施するか

モデル事業での意見

- 市と定期的に意見交換する機会があった方が良い。自社の取り組みを客観的に見て、評価してくれるのは助かる。
- 制度の見直し等のため事業者の意見を集約する仕組みは必要。

- 行政から積極的にコミュニケーションを図るため、全ての制度対象事業者に対して実施すべきではないか
 - 助言・情報提供により、取り組みのボトムアップを図る
 - 情報提供や意見交換により、事業者とのコミュニケーションを図る

5-2. 論点③指導・助言の実施方法（実施方法、支援内容）

- 「指導・助言」をどのように実施するか
 - 事業所を訪問のうえ現地調査を行い、その内容について市が調査報告書を作成し、提供することが効果的

モデル事業での意見

- 専門家が設備を確認する機会はこれまでなかったため、第三者の視点から助言をくれるのが良い。

- 情報提供などの支援をどのように実施するか
 - 現地調査に基づく指導・助言の一部として情報提供
 - ホームページやメール等による事例や支援情報の紹介

モデル事業での意見

- 他事業所の取り組み事例が市ホームページに掲載されていると参考になる。
- 事業所の担当者にメール等で通知があると助かる。

6-1. 論点④評価・表彰の実施方法（評価の考え方）

評価

- 事業者の取り組みや温室効果ガス排出削減の目標・実績を評価することで、事業者の意欲向上を図る
- ・ 事業者から提出される計画書・報告書について評価を実施
- ・ 評価項目については、削減量（定量項目）だけでなく、取り組みの実施状況など（定性項目）を評価できる仕組みが望ましい

モデル事業での意見

- ・ これまでの努力を評価する、定性的な評価の仕組みが必要。

	計画書	報告書（最終年度分）
評価時期	<ul style="list-style-type: none">・ 計画書提出時	<ul style="list-style-type: none">・ 計画期間満了後、報告書（最終年度分）提出時
評価項目	<ul style="list-style-type: none">・ 総量（原単位）の削減目標・ 削減対策の取り組みの状況と計画	<ul style="list-style-type: none">・ 総量（原単位）の削減実績・ 削減対策の取り組みの実施状況
評価結果	<ul style="list-style-type: none">・ ホームページ等で公表	<ul style="list-style-type: none">・ ホームページ等で公表

6-2. 論点④評価・表彰の実施方法（評価項目の重視するポイント）

- 評価項目のうち、定量項目と定性項目のどちらを重視するか
 - 定量項目を重視し過ぎず、定性項目と同程度に評価

モデル事業での意見

- これまで削減努力をしてきた事業所が評価されないのは望ましくない。削減努力を拾い上げる制度が望ましい。

- 定量項目のうち、総量と原単位のどちらの削減量を重視するか（シート10の「削減目標の対象」と関連）
 - 制度の目的を踏まえて総量を重視するが、過度に偏らないように配慮

モデル事業での意見

- 事業拡大により排出量が増加することを考慮すると、排出量の削減を重視した評価方法は望ましくない。

- 定量項目、定性項目により事業者の取り組みや削減状況を総合的に評価する

6-3. 論点④評価・表彰の実施方法（表彰の考え方）

表彰

- 優れた取り組みを実施するなどした事業者を表彰することで、事業者の意欲向上を図る
 - 優れた取り組みを広く紹介することで、優良事例の水平展開を図る
-
- 評価制度により高評価を獲得した事業者に対し、個別ヒアリング、現地訪問調査などを行い、表彰対象者を選定
 - 「表彰」の基本的なメリット（特典）は、表彰されることによる対外的なアピール
 - 追加的メリット（特典）の創出・付与について検討が必要

メリット（特典）例	<ul style="list-style-type: none">• 市による広報機会（イベント、セミナー、広報紙など）の提供• 表彰の認定・認証マークを付与し、自社の広報活動へ活用
-----------	---

7. 論点⑤制度への任意参加の促進

□ 制度対象外事業者について、制度への任意参加を促す仕組みを検討

- 計画書・報告書の書類作成負担の軽減
 - 計画書・報告書の項目・内容を簡素化
 - 排出量の算定を支援するツールの整備

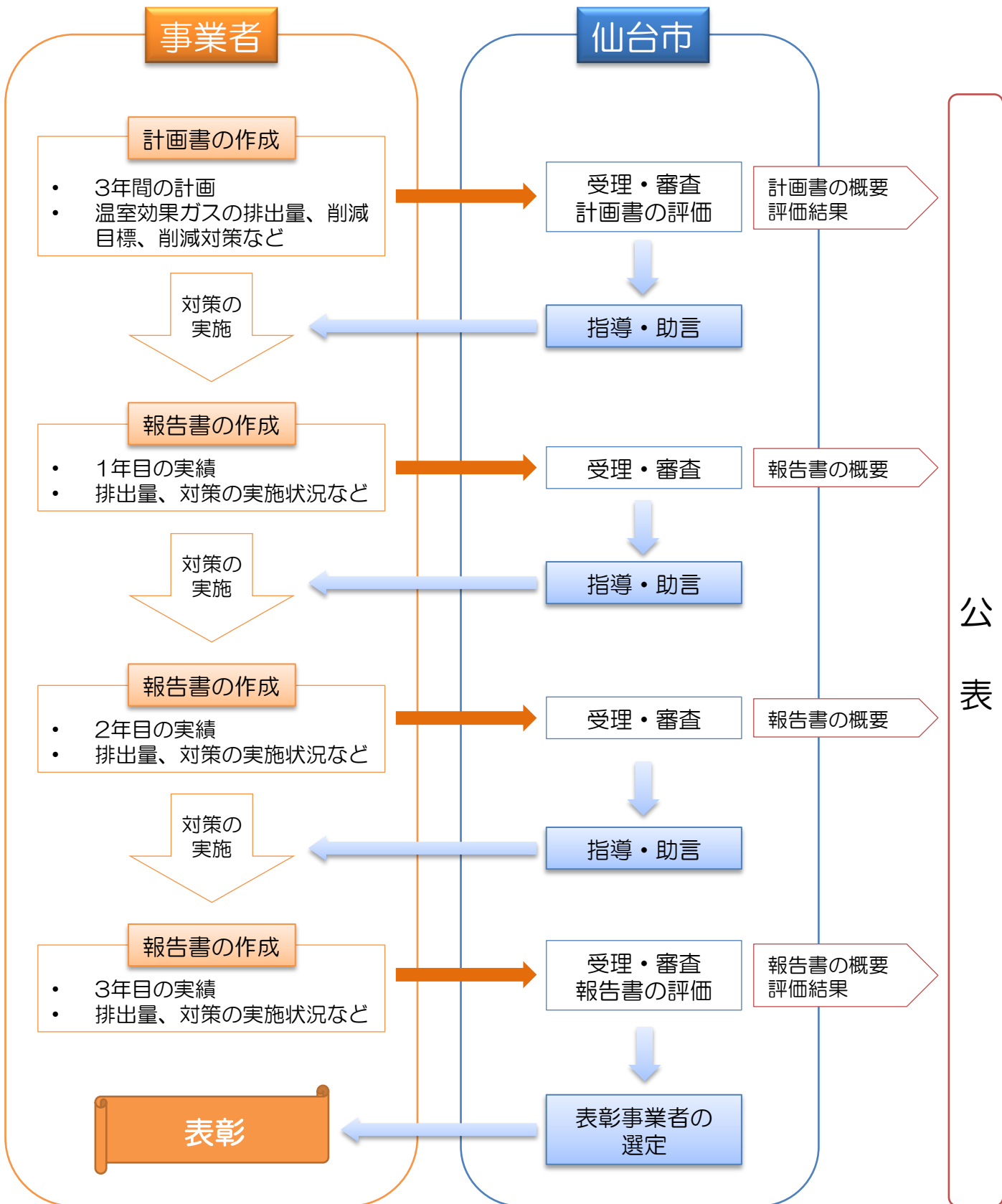
- 事業所の省エネの取り組みを支援
 - 事業所を訪問し、現地調査に基づく助言を実施
 - 省エネ事例や補助金などの省エネ支援情報の提供

- 評価・表彰による対外的アピール機会の創出
 - 制度対象者と同様に取り組みや削減状況を評価
 - 任意参加者のうちで優良な取り組みを実施した事業所を表彰
 - 「表彰」によるメリットを制度対象者と同様に提供

(参考) 温室効果ガスの種類

温室効果ガスの種類	主な発生源	地球温暖化係数 ※
二酸化炭素 (CO ₂)	石炭、ガソリン、都市ガス等化石燃料の燃焼、 廃棄物の焼却、セメントやアンモニア等の製造 等	1
メタン (CH ₄)	石炭の採掘、水田における稲の栽培、家畜の腸 内発酵やふん尿処理、廃棄物の埋立処分等	25
一酸化二窒素 (N ₂ O)	燃料の燃焼、アジピン酸や硝酸の製造、化学肥 料・有機肥料の使用等	298
ハイドロフルオロカー ボン (HFC)	スプレー製品の噴射剤、カーエアコンや冷蔵 庫・冷凍庫の冷媒、クリーニング溶剤等	12 ~ 14,800
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体洗浄、アルミニウムの生産等	7,390~17,340
六フッ化硫黄 (SF ₆)	変電設備に封入される電気絶縁ガスや半導体洗 浄等	22,800
三フッ化窒素 (NF ₃)	半導体や液晶のドライエッチングや洗浄等	17,200

※二酸化炭素以外の温室効果ガスの単位重量当たりの温室効果を、二酸化炭素を1として比較した場合の係数



公表